

運輸安全マネジメントの取り組み

令和7年度（令和7年8月1日～令和8年7月31日）

○事故防止のための安全方針

輸送の安全が最も優先であると同時に、定められた法令を順守し、運輸の安全管理と共に社会の輸送を担う一員として、高い意識を持ち、弛みない努力の基、責務を果たすことを目指す。

【社内への周知方法】

安全方針の社内掲示・安全会議等で周知徹底する。

○安全方針に基づく目標

事故（人身含む）0を目標とする。

【目標達成のための計画】

国土交通省告示第1366号（運転者に対して行う指導及び監督の指針）に基づく定例会議の実施。

また、事故発生時には、事故当初の綿密な聞き取りを行い、検証・分析後、事故再発防止に繋げる。

○安全に関する情報交換方法

運輸安全マネジメント会議等、安全会議や係長会議を通じ、安全に関する意見交換、情報を共有し、乗務員の育成に努める。また、客先から安全指導の情報を共有し、技術の精度を高める。

○安全に関する反省事項

改善事項は随時社内に提示する等、適宜対処・対策を講じる。また事故再発防止として個人面談を行い、運行への問題点・車両点検の理解を深め、安全意識の向上を図る。

製品事故等発生の際、反省すべき事項は、運輸安全マネジメント会議等を開催し、乗務員の安全な作業行動の意識を高め、再発防止及び改善に努め、今後の輸送の安全に生かせる様、マニュアル等の作成など、安全な所業対策を講じる。